



令和8年1月7日
十日町市健康づくり推進課

妊婦のための「市外出産安心パック事業」を開始します

市内唯一の分娩取扱施設であるたかき医院が、令和8年3月末をもって分娩業務を終了することとなり、市外出産を余儀なくされる妊婦が生じる見通しとなりました。

このため市では、妊婦の負担を軽減し、安心して出産に臨めるよう新たに給付金支給事業を開始します。

1 事業名

市外出産安心パック事業

2 給付対象者

申請日において十日町市に住所を有し、出産予定日が令和8年3月17日以降の妊産婦
※出産後に転入した産婦は除きます。

3 給付額

妊産婦1人あたり5万円

※妊産婦健診や出産に係る交通費・宿泊費等を包括的に支援

4 申請受付開始日

令和8年1月16日

5 申請期間等

申請の期間は妊娠後期（妊娠28週）から出産後6か月以内までとし、妊産婦からの申請に基づき支給します。

※給付対象者には別途案内します。

6 添付資料

市外出産安心パック給付金チラシ

■お問合せ先

十日町市健康づくり推進課 母子保健係

担当：堀・水落 ☎025-757-9759（直通）

令和8年1月16日受付開始

＼出産前に受け取れる／

市外出産安心パック給付金

市内に分娩取扱施設がないことにより市外出産を余儀なくされる妊婦さんが安心して出産に臨めるよう、5万円を給付します。

○給付対象者

申請日時点で十日町市に住所を有する妊産婦のうち、
出産予定日が令和8年3月17日以降の方

○給付内容

妊産婦1人あたり5万円を給付

※申請した月の翌月末までに口座へ振り込みます。

市外での妊産婦健診や出産
に伴う移動・宿泊費などを
包括的に支援します。

○申請時期

妊娠後期（28週以降）から出産後6か月以内

※対象者には妊娠後期頃、個別にご案内します。



○申請方法

申請書（案内文書に同封）に以下の書類の提示または写しを添えて、
健康づくり推進課へ提出してください（郵送可）。

- 1 母子健康手帳の表紙
- 2 振込先口座の通帳またはキャッシュカード

○その他

- ・出産後に転入した方は対象外です。
- ・本給付金は、所得税法上非課税の取扱いとなります。

【問合せ先】 十日町市市民福祉部 健康づくり推進課

母子保健係 ☎025-757-9759